

## 認定書

番号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令第9条第1項の規定に基づき、下記1の者は、下記2の機関と共同して行う下記1の研究に必要な下記3の施設を当該機関の敷地内に整備し、当該施設においてその研究を行おうとするものであることを認定する。

年月日

内閣総理大臣 団

記

- 1 研究の概要及び当該研究を行う国以外の者
- 2 国の機関の名称及びその敷地内に整備する施設の概要
- 3 2の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で国に提供することを条件とすること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。